

# 令和6年度第3回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

## 1 日 時

令和7年3月6日（木） 午後2時30分～午後3時

## 2 場 所

本館 大会議室

## 3 出席者

### (1) 運営協議会委員

18名のうち11名出席

### (2) 事務局

市長、市民部長、収納課長、保険課長、国民健康保険税係長、国民健康保険税係員1名

## 4 内 容

### (1) 令和7年度制度改正等の概要について

#### 1 賦課限度額及び軽減判定所得の引き上げ

地方税法施行令が改正公布され次第、条例改正の予定

##### ① 国民健康保険税課税限度額の引き上げ（106万円→109万円）

高所得者の負担を上げて、中間所得層の負担緩和につなげる。

- ・医療分の課税限度額：「65万円」 → 「66万円」
- ・後期支援金分の課税限度額：「24万円」 → 「26万円」
- ・介護納付金分の課税限度額：「17万円」 → 据え置き

##### ② 軽減判定所得の引き上げ

物価上昇による年金収入増などの影響で、これまで軽減を受けていた被保険者が軽減対象から外れないようにするため。

- ・5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額 29.5万円 → 30.5万円
- ・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額 54.5万円 → 56万円

#### 2 入院時の食費の基準の見直し等 令和7年4月施行予定

##### ① 食事療養基準額（総額）の見直し

食材費等の高騰を踏まえ、入院時の食費を一食当たり 20 円引き上げ  
「670 円」→ 「690 円」（昨年度の引き上げは、30 円）

② 標準負担額（自己負担額）の見直し

区 分	自己負担額
一般所得者	490 円 → 510 円 (+20 円)
住民税非課税世帯	230 円 → 240 円 (+10 円)
住民税非課税世帯かつ所得が一定基準に満たない 70 歳以上の場合	110 円 → 据え置き

3 高額療養費制度の見直し

賃上げの実現などで収入が増加するなど経済状況が変化しつつある一方で、現役世代を中心に保険料負担の軽減を求める声があることから、自己負担限度額の引き上げを検討。（現在、国において審議中のため、内容について変更になる可能性あり）

当初の見直し（案）は次のとおり

- ① 前回見直しをした約 10 年前より、月収が 10%程度増加したことを踏まえ平均所得層の自己負担額を来年度 8 月から 10%を基準に引き上げを検討。所得の高い層は引き上げ率を高く（12.5%～15%）、所得が低い層は引き上げ率を低く（2.7%から 5%）想定している。
- ② 令和 7 年 8 月から令和 9 年 8 月まで 3 段階で見直し実施を検討  
令和 7 年度には現行の所得区分ごとに限度額を引き上げ  
令和 8 年度には、現行の所得区分を更に細分化して限度額を引き上げ  
令和 9 年度に再度に限度額を引き上げ

（質疑）

- ・国審議中の内容については、報道等により、おって確認することとする

（2）令和 7 年度甲斐市国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について

令和 7 年度当初予算（案）は、歳入歳出総額を 68 億 4,889 万 1 千円とし、前年度当初予算に対して 5,836 万 8 千円、約 0.8%の減額となった。

令和 7 年度保険税率は、本協議会の答申を受け税率据え置きとする。

事業内容については令和 6 年度当初予算とほぼ同様の内容だが、被用者保険の適用拡大に伴う国保被保険者の減少により、予算全体は減少傾向にある一方

で、一人当たり医療費は増加傾向にある。

保健事業については、引き続き特定健診に係る自己負担額を無料とし、被保険者の負担が無いよう取り組む。病気の早期発見、早期治療を行うことで健康寿命の延伸、及び医療費の適正化を図ることからも健診を受けてない被保険者に対して受診の周知を徹底し、啓発を継続する。

令和7年度も国保税収納率の向上や医療費の適正化事業の推進を図り、国保財政の適正かつ安定的な運営に努めるものとする。

令和7年度国民健康保険特別会計歳入関係資料について、国保税の推移である。令和7年度当初予算の現年分と滞納繰越分の合計は1,414,055千円であり、前年度当初予算の1,481,839千円に対して67,784千円の減額となる。また、令和5年度決算1,547,390千円と比べると133,335千円の減額となる。国保税の減少は被保険者数の減少によるものである。もともと国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあり、平均被保険者数の推移を見ると、令和5年度、令和6年度と500人前後の減少となっており、令和7年度には倍の1,000人の減少を見込む。昨年10月の社会保険扶養者の適用拡大の影響が大きいものとする。

令和7年度の予算資料である。予算一覧表、予算構成図ともに、例年とほぼ同様であるが、歳入の構成比として、被保険者数の減少に伴い、歳入の国保税が1%減少することから、基金の繰入を1%増加する。

(質疑)

- ・令和12年度の県内保険税率の統一化に向けては順調なのか。  
税率統一後には、市の関係事務が減ることが望ましいと考えるがいかかがか。  
当運営協議会の運用も変更されるのか。
- ・県において、令和12年度に県内の税率を統一するものとして、計画を策定されたところであり、本年度から3年間で市町村と協議を進めるものとされている。  
県内の税率統一以降は、本市の運営協議会における税率の諮問等はなくなる。  
運営協議会の設立は規定に基づくものであることもあり、状況により運営協議会の運営方法は変わる場合もある。

(3) その他

今年度の協議会は本日をもって終了。

来年度は、年3回(7月、10月、2月頃)程度協議会を開催予定。

現在事務局としては、国保財政調整基金の保有残額や令和12年度に県内で保険税率が統一されることを見据えた中で、令和8年度には保険税の改定を検

討している状況。今後、市の内部での協議を重ね、事務局案を本協議会に示し協議したい。